

## 広島県看護職員復職支援事業（実践研修）実施要領

### 1 目的

看護職員の確保を図るため、未就業の看護職有資格者のうち、病院等への就業を希望する者を対象に、病院における実践研修（助産師業務を含む。）を実施し、就業に対する不安を解消することで病院等への就業を促進する。

### 2 実施主体

広島県（委託機関：公益社団法人 広島県看護協会（広島県ナースセンター）  
（以下、「ナースセンター」という。）

### 3 研修対象者

病院等への就業を希望する未就業の看護職有資格者（以下「研修希望者」という。）とする。

### 4 研修協力病院の登録等

県は、県内で看護実践研修の受入に協力する病院（以下「研修協力病院」という。）を募集する。

研修協力病院として登録を希望する病院は、別紙「看護職員復職支援事業登録票」に必要事項を記入の上、ナースセンターに送付し、ナースセンターが登録を行う。

なお、研修協力病院には、当該研修に係る指導者を置くものとする。

### 5 研修内容等

研修内容は、次に掲げる項目を参考として、ナースセンターの調整のもと、事前に研修協力病院と研修希望者が合意したものとする。

#### (1) 研修内容

講義と実習により行う。

ア 病院の看護の概要

イ 患者参画の看護の展開

ウ 看護記録

エ 看護職が扱う医療機器の取扱い、検査データの見方

オ 感染防止対策

カ 医療安全対策

キ 看護技術（採血、注射、輸液、褥創ケア等）

ク 助産師コースにおいては助産技術等

#### (2) 研修コース及び研修期間

次の各コースを基準とし、個別に期間・内容を定めることとする。

〔研修コース・研修期間〕

| 研修コース | 研修期間      |
|-------|-----------|
| 看護コース | 1 ～ 10 日間 |
| 助産コース | 5 ～ 30 日間 |

### (3) 研修申込み方法

研修希望者は、所定の申込書にて、ナースセンターに申し込む。

なお、申込み様式は、ナースセンターで定める。

## 6 研修の決定

ナースセンターは、研修希望者の研修希望先、希望コースを踏まえて研修協力病院と調整し、受入を依頼するとともに、当該研修生の受入を承諾した病院（以下「研修受入病院」という。）を研修受入病院として決定する。

ナースセンターは、研修受入病院が決定した研修希望者（以下「研修生」という。）に対し、決定を通知する。

## 7 費用負担

(1) 各コースの研修経費及び託児費は、研修期間を限度として、委託経費の範囲内で委託機関が負担する。

なお、研修受入病院への研修経費については、研修生自身が研修した研修受入病院に就業した場合には減額する取扱いとなる。

(2) 研修受入病院までの旅費は、研修生の負担とする。

(3) 研修開始までに発効される損害保険への加入を研修の条件とし、保険料等の加入に係る経費は研修生の負担とする。

## 8 その他

(1) 研修生は、研修終了後に研修受入病院に就業する義務を負わないものとする。

(2) この研修を開始する以前から、独自に同様の研修事業を計画・実施している病院が、本事業の研修協力病院として登録することは差し支えないものとするが、その場合は、この要領により実施するものとする。

(3) 研修終了後は、研修生は実践研修終了報告書を、研修受入病院は実践研修実施報告書を、ナースセンターに遅滞なく提出する。

なお、各報告書様式は、ナースセンターで定める。

(4) この要領に規定するものの他、研修の実施に関し協議が必要な事項は、ナースセンター、研修受入病院、研修生と協議し、相互の合意により決定する。

### 附 則

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

### 附 則

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

### 附 則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

### 附 則

この要領は、令和7年4月1日から適用する。